

25.11.25
參 11

婦人關係資料第23号

閩東女世帶生活實態調查 結果概要

婦人少年局資料

勞仿省婦人少年局

參

13

—— 関東女世帯生活実態調査結果概要 ——

目 次

I 調査の目的

II 調査期 日

III 調査対象

IV 調査方法

V 調査結果の概要

1. どうして女世帯になったか
2. 女世帯主の年齢及び学歴
3. 女世帯の世帯員
4. 女世帯主の就業状態
5. 女世帯の生活の状態
6. 女世帯主の社会的関心

VI あとがき

I 調査の目的

現在のような困難な社会情勢の下では、男子でさえ一家を支えて、ゆくのがむずかしいのに、社会的、政治的、経済的にも立場の悪かつた婦人が中心となって生活が営まれている女世帯には、いろいろな点で困難なことが多いと予想される。

この調査は、これらの女世帯の精神的、経済的生活の向上をはかるための政策樹立に資することを目的として、女世帯の就業状態、世帯員及び生活状態などについて調査したものである。

II 調査期 日

昭和24年10月1日現在。

III 調査対象

昭和22年臨時国勢調査及び昭和23年の常住人口調査の資料を基礎として関東地方より任意見本表によって抽出した26地点、1400の女世帯を対象として行った。

IV 調査方法

調査員が抽出された女世帯の世帯主に面接して行った。調査員には調査地域内あるいは近接の新制高校上級女生徒を依頼した。

V 調査結果の概要

1. どうして女世帯になったか。

(1) 女世帯主には末七人の女世帯が最も多く、総女世帯の78%を占めるが、そのうち戦争末七人の女世帯は全体の14%である。

(2) 女世帯になった時期は太平洋戦争中及びそれ以後に多く、殊に戦争末七人の場合は太平洋戦争中に急激に増加している。

(3) 女世帯主はその81%が夫と別れると同時に世帯主になっている。

(4) 女世帯には自う好んで世帯主になった者は少く、74%が夫の病死、戦死、戦災死あるいは未帰還のような不可抗力の

ために世帯主になったものである。未婚者でも住居の都合や、ほかに家計をたてる者がいないために世帯主になった者が多い。

2. 女世帯主の年齢及び学歴

- (15) 女世帯主の年齢は30才、女30才代の者が多く、總女世帯主の51%を占めている。30才未満の若い者はわずか7%である。
- (16) 学歴は小学校卒業程度以下の者が過半数(55%)を占めている。これは一般男子の学歴にくらべると非常に低い。

3. 女世帯の世帯員

- (17) 女世帯主の扶養する世帯員は女3%か15才未満である。
- (18) 女世帯には一人暮らしの者は少く、80%が家族持ちである。
- (19) 離婚者の世帯でも就学前児童やそれ以上の子扶を養っている者が35%いる。
- (20) 未婚者の女世帯にも親やきょうだいなどを世帯員に持っている者が44%いる。

4. 女世帯主の就業状態

- (11) 女世帯主の68%はなんらかの仕事に従事している。しかしそのなかには内職によって生活を立てる者(13%)、日雇や近所の家の手伝いなどの定職にない者(10%)が合計23%もまざっている。
- (12) 仕事をほしくて仕事のない失業者は全体の11%である。
- (13) 現在仕事を望んでいない無職の者は20%である。これらの者は主として子供が大きくなって働いている者や、転勤や老年のために働けない者で、資産を持つ者は極く僅かである。
- (14) 仕事を持つ女世帯主のうち多いのは製造工程作業者(27%)や農業作業者(25%)で、専門的技術的職業(7%)や事務従事者(5%)は少い。
- (15) 職業の形態をしらべると、勤労に通う俸給生活者や日雇や近所の家の手伝いなどで家をおける者(計42%)より自営

者や内職者のような自営で仕事をする者(58%)の方が多い。

(16) 女世帯主の労働時間は総平均では8時間9分であるが、種々の條件がちがうので一概に述べることはできない。

(17) 女世帯主の取業収入は1,000-1,999円階級がモードであって、不安定な者が多い。

(18) これらの就業者の約半数は仕事についてから3年以上たっている。

(19) 就業者の49%は現在の仕事につくまで何らの職業経験を持っていない。

(20) 女世帯主のうち生活の手段として使うことのできる特殊技能を一つでも持っていた者は53%であった。

(21) しかし、特殊技能の種類は和洋裁、編物などの技能が多く、学校教諭や事務的技能は少い。

5. 女世帯の生活の状態

(22) 女世帯家計調査の結果によると、昭和24年7月の女世帯の7月の支出が女人換算で8,82円であるに対し、一般世帯(C.P.S)の女人換算は10,145円で女世帯の生活水準は一般世帯の80.7%である。

(23) 女世帯においては、世帯主の勤労収入が總収入に占める割合は一般世帯にくらべるとはるかに低く、女世帯では女8.0%にすぎないが、一般世帯では81.2%を占めている。

(24) 数においても、世帯主の勤労収入が生活費の半一を占めるという世帯は女0%にすぎず、世帯主以外の子供や家族の収入が生活費の主な割合を占める者が30%であった。

(25) 女世帯主の生活時間を男子労働者及び家庭婦人の生活時間にくらべると、女世帯主では家事に使う時間が家庭婦人の約半分に切下げられて、その時間が収入を得るための勤労の時間にあてられている。休息の時間をも含む自由時間は女世帯主が他の男子労働者及び家庭婦人のいずれよりも短い。

- (25) 女世帯はその約半数が自分の家に住んでいる。借家住い
25%、同借14%、アパート3%の順であるが母子寮に住
む者は1%に満たない。
- (26) 女世帯には4-6畳の一部屋住いの者が最も多い。
- (27) 持家、借家、同借のような独立家屋に住む者のうち38%
は他の世帯と同居している。同居世帯の種類は、親、きょう
だい、親戚のような内縁が多い。
- (28) 女世帯主はその79%が一身上の困難な問題が起つたとき、
相談することのできるきょうだい、友人、父母子供などを持
っている。自分のことは誰にも相談しないで自分できめると
いう者は12%、相談したくても誰もいない者は7%である。
- (29) 女世帯主のうち結婚の意思を持っていた者は全体の13%
である。しかし、この率は30才未満の若い年代層では50%、
30才代28%、40才代19%、50才代2%になっている。
- (30) 女世帯主は自分の仕事に対してかなりはつきりした考えを
持っていて、21%の者が結婚してもしなくても仕事を持っ
てゆきたいといっており、結婚すればやめたいとか、なるべく
早くやめたいという者は極めて少数である。

6. 女世帯主の社会的関心

- (32) 女世帯のうち何らかの社会施設を利用していた者は11%
であるが希望者は46%であった。
- (33) 母子寮の利用者は2名に対し、希望者32名で、利用者の
16倍に達する。
- (34) 職業補導所は利用者が2女世帯中3名であるが、希望者は
16名で、利用者の3.2倍の者から要望されている。
- (35) 社会施設の希望のうち、最も多かったのは保健所で、次は
公営住宅、職業補導所、授産所、養老院、保母所の順である。
- (36) 社会制度のうち最も多く利用されているのは、生活保護法
による扶助と国民健康保険の二制度で、いずれも100名の
女世帯につき19名の割合であるが、他の制度については利

用率はきわめて低い。

- (37) 社会制度の希望のうち最も多いのは、生活保護法による扶
助で、以下国民健康保険、貸付資金、生業資金の貸付、寡婦
年金、遺児年金の順である。
- (38) 女世帯主のうちな人らがの団体に参加していた者は58%
であった。加入率は郡部の方が市部より高い。
- (39) 例えば、婦人会への加入率は、市部では100名の女世帯
につき10名の割合であるが、郡部では100名中36名で
ある。
- (40) 未亡人団体に入っている者は、100名の女世帯につき、
市部3名、郡部9名の割合である。
- (41) 女世帯主の過半数(69%)はお互いに助け合う組織を必
要であるといっている。
- (42) 女世帯主の半数が、婦人であるために肩身のせまい思いや
困ったりした経験を持っている。
- (43) 肩身のせまい思いをした経験のある者は市部では24%で
あるのに、郡部では55%で、郡部の方が11%も高い。
- (44) 女世帯主からの世人や政府に対する要望には、社会施設や
社会制度の拡充、税金の軽減、配給制度の改善や女世帯主に
対する世人の温かい同情など、それぞれの立場からの切実な問
題があげられた。

Ⅶ. おとがき

以上が関東女世帯生活実態調査の結果の概要である。詳細は婦人
関係資料シリーズNo.6「女世帯の実態」を参照していただきたい。